

給与支払報告 にかかると 特別徴収 にかかると 給与所得者異動届出書

※ 処 理 事 項				

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成 年 月 日 紀美野町長様	給与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号					
		名称		個人番号					
		代表者の 職氏名印		連絡者の 係及び 氏名並 びにそ の電話 番号	係 氏名	電話 () - 番			
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未徴収税額 の 徴 収	退職年の1月か ら退職時までの 給与支払額	備 考
フリガナ		円	月分 から	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. 育児休業 9.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 3を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。	円	一括徴収した 税額は、 月分で 納入します。 納入年月日 年 月 日
氏 名	(旧姓)		月分 まで					円	
旧住所	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)							円	
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)							円	

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	本人の印	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額 支払予定日ごと の徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)	●退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務付けられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、お願いいたします。
1. 異動が 12月31日までで申出 があったため (月 日申出)			円	円	
2. 異動が 1月1日以後で特別 徴収の継続の希望がないため			円	円	
一括徴収できない理由 (○を付してください)			円	円	
1. 日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため	5月31				
2. その他理由()					

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

納付額 円を 月分から徴収し 納入する。	(特別徴収義務者) 給与 支 払 者	フリガナ	〒 -	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規 継 続	
		所在地		連絡者の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	
		フリガナ				電話 () - 番
		名 称				
代表者の 職氏名印		⑩	経理責任者 氏 名			
給与支払方法 及びその期日		払込を希望する金融 機関の所在地及び名称				

ご 注 意
1 「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に
3 回付願います。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要
の手続を済ましたうえで、一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。
※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。